

1-2 学部の教員組織

(表19-2)

学部・学科等		専任教員数										設置基準 上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計 (A))	兼 任 教 員 数	合 計 教 員 数	専任教員 比率		兼任教員 比率		備 考	
		教授		准教授		講 師		助 教		計 (A)						助手	人数	率(%)	人数		率(%)
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)										
神学部	神学科	7	0	1	0	0	0	0	0	8	0	-	8	14	22	8	36.4	14	63.6		
神学部 計		7	0	1	0	0	0	0	0	8	0	-	8	5.9	14	22	8	36.4	14	63.6	
文学部	英文学科	9	1	4	0	0	0	0	0	13	1	-	6	25	38	13	34.2	25	65.8	特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで	
	外国語学科	18	2	2	0	1	0	0	0	21	2	-	8								39
文学部 計		27	3	6	0	1	0	0	0	34	3	-	14	35.8	64	98	34	34.7	64	65.3	
商学部	商学科	9	1	4	0	1	0	0	0	14	1	-	10	24	38	14	36.8	24	63.2	特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで	
	経営学科	7	0	5	0	1	0	0	0	13	0	-	10								25
商学部 計		16	1	9	0	2	0	0	0	27	1	-	20	55.4	49	76	27	35.5	49	64.5	
経済学部	経済学科	9	1	7	0	0	0	0	0	16	1	-	12	21	37	16	43.2	21	56.8	特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで	
	国際経済学科	9	1	3	0	0	0	0	0	12	1	-	10								11
経済学部 計		18	2	10	0	0	0	0	0	28	2	-	22	55.4	32	60	28	46.7	32	53.3	
法学部	法律学科	15	0	8	0	0	0	0	0	23	0	-	14	33	56	23	41.1	33	58.9		
	国際関係法学科	5	0	3	0	1	0	0	0	9	0	-	8								20
法学部 計		20	0	11	0	1	0	0	0	32	0	-	22	53.4	53	85	32	37.6	53	62.4	
人間科学部	児童教育学科	20	1	1	0	0	0	0	0	21	1	-	10	35	56	21	37.5	35	62.5	特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで	
	社会福祉学科	9	0	5	0	1	0	0	0	15	0	-	14								54
人間科学部 計		29	1	6	0	1	0	0	0	36	1	-	24	32.6	89	125	36	28.8	89	71.2	
国際文化学部	国際文化学科	17	1	6	0	2	0	0	0	25	1	-	10	64	89	25	28.1	64	71.9	特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで	
国際文化学部 計		17	1	6	0	2	0	0	0	25	1	-	10								30.6
(その他の学部教育担当組織)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
言語教育センター		-	-	-	-	-	-	5	5	5	5	-	/	0	5	5	100.0	0	0.0	外国語教員：契約期間3年以内、1回を限度に更新可能	
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	55	/	/	/	/	/	/	/	
合 計		134	8	49	0	7	0	5	5	195	13	-	175	365	560	195	34.8	365	65.2		

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表すること。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
 - 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても**専任として**授業を担当している教員数も含めて記入すること。その場合、(表19-3)および(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入される。
たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例である。
 - 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入すること。
 - 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないこと。
 - 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。
 - 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。
 - 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めること。なお、国立大学所属教員については、「兼担」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。

同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記述してもよい。
 - 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
 - 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
 - 11 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。

【備考】

1. 下記4学科の設置基準上必要専任教員数の算出根拠については、以下の通りである。
神学科：大学設置基準別表第一の備考十一によれば必要専任教員数は10名であるが、収容定員が表に定める数に満たないため、備考三に基づき、2割を兼任の教員に代え、残りの8割(8名)を必要専任教員数とする。
国際関係法学科：大学設置基準別表第一によれば必要専任教員数は10名であるが、収容定員が表に定める数に満たないため、備考三に基づき、2割を兼任の教員に代え、残りの8割(8名)を必要専任教員数とする。
児童教育学科：人間科学部は二以上の学科で組織するため、大学設置基準別表第一によれば必要専任教員数は6名であるが、児童教育学科(教育学・保育学関係)と社会福祉学科(社会学・社会福祉学関係)とでは内容が大きく異なるため、別表上の一学科で組織する場合の専任教員数を適用し、10名を必要専任教員数とする。
社会福祉学科：人間科学部は二以上の学科で組織するため、大学設置基準別表第一によれば必要専任教員数は10名であるが、児童教育学科(教育学・保育学関係)と社会福祉学科(社会学・社会福祉学関係)とでは内容が大きく異なるため、別表上の一学科で組織する場合の専任教員数を適用し、14名を必要専任教員数とする。